

お客様各位

2025年3月10日  
日本E R I株式会社

## 確認済証、評価書等への押印の廃止のお知らせ

平素より、日本E R I株式会社に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

2024年12月27日付で公布された「建築基準法及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国交省令第111号）」により、建築基準法等に規定する確認済証、評価書等について、押印を不要とする様式に改められました。（2025年4月1日施行）

本省令に基づき、弊社では以下のとおり、施行日以降に交付する各種様式への押印は行わないことといたします。

また、これに関連して電子申請における確認済証等の電子交付が可能となったため、電子申請においては電子交付を基本とさせていただきます。これに伴い、確認済証や副本等の電子データへの保護の取り扱いを見直すことにいたしましたので、あわせてお知らせいたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 【押印の廃止について】

#### 1. 開始日

2025年4月1日交付分より

#### 2. 対象業務

確認検査業務、住宅性能評価業務（長期使用構造等確認を含む。）

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務

その他の業務につきましても、準備が整い次第、順次対応を予定しています。

### 【電子申請における確認済証、副本等の電子データへの保護の取り扱いについて】

#### 1. 開始日

2025年4月1日以降に弊社がアップロードする確認済証、副本等の電子データより

#### 2. 対象業務及び変更内容

■対象業務：確認検査業務、評価業務等\*1、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務

\*1 住宅性能評価、長期優良住宅、低炭素認定、性能向上認定、BELS、東京ゼロエミ住宅

■変更内容：各業務共通して、確認済証、副本等の電子データに以下の対応を行います。

①対象業務の確認済証等、引受承諾書、請求書等は、データ改ざん防止を目的にパスワードにて保護をかけております。

②対象業務の副本は、今後の法改正における他業務への図書活用等を考慮し、パスワード等の保護は致しません。

以上